

品名	硫酸(51%を超える)を含む混合製剤	国連番号	1830
		指針番号	137

該当法規・危険有害性

消防法						毒物及び劇物取締法			高压ガス保安法		火薬類取締法			道路法		
類別						指定可燃物	品名 (法別表)	毒物	劇物	特定毒物	一般高压ガス	液化石油ガス	火薬	爆薬	火工品	施行令 第19条 の12,13 に該当
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類											
								●								●
特性			危険性			有害性						環境汚染性		性状		
			禁水性	爆発性	可燃性	有害ガス発生			目・皮膚に触れると危険	河川への流入注意	固体	液体	気体	水溶性		
						常温	加熱時	水に接触				●	●	●	●	●
			●					●								●

事故発生時の応急措置

- ① 車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならない場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)
- ② 事故の発生を大声で告げ、下記事項を消防署及び警察署に通報し、人を風上に避難させる。
- ③ 保護具を着用し、漏れ止め・消火を行う。

緊急通報

119 (消防署) 110 (警察署) 高速道路の非常電話

[緊急通報例]

1. いつ ○○時○○分頃
2. どこで ○○市○○地区(国・県・市)道○○線○○付近で
3. なにが 「硫酸(51%超)を含む混合製剤(劇物)」が
4. どうした 漏れています、または漏れて周辺火災が発生しております
5. ケガ人は ケガ人がいます(救急車をお願いします)ケガ人はいません
6. 私の名前は ○○○○運送会社 ○○○○です

緊急連絡

(特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する)

荷主会社		荷主会社	
住所		住所	
電話	平日・昼間 平日・夜間 休日・昼間 休日・夜間	電話	平日・昼間 平日・夜間 休日・昼間 休日・夜間

品名	硫酸(51%を超える)を含む混合製剤	国連番号	1830
		指針番号	137
災害拡大防止措置			
特記事項		処理剤	中和剤：消石灰、ソーダ灰
<p>① 蒸気、または物質の吸入、経口摂取、接触(皮膚、眼)により、重傷、炎症あるいは死に至るおそれがある。</p> <p>② 皮膚に触れると薬傷を起こす。</p> <p>③ 目に入ると失明する場合がある。</p> <p>(成分：硫酸、含有量：○○%)</p>			
<h3>漏洩・飛散したとき</h3> <p>① 漏洩区域や容器内に直接水を注いではいけない。</p> <p>② 必ず保護具を着用して風上で作業する。</p> <p>③ 危険でなければ漏れを止め、排水溝、下水溝、地下室や閉鎖場所への流入を防ぐ。</p> <p>④ 砂、吸着マット等に吸着させて取り除くか、密閉できるプラスチック容器に回収する。 回収後、多量の水で洗い流す場合は、水である程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水で洗い流す。ただし、直接河川、用水路には流さない。</p>			
<h3>周辺火災のとき</h3> <p>① 物質が燃えていないときは、物質に水をかけてはいけない。</p> <p>② 危険でなければ、容器を火災の場所から移動する。</p> <p>③ 移動不可能な場合は、容器または周囲に散水し冷却する。</p>			
<h3>緊急措置</h3> <p>① 皮膚に付着した場合は、直ちに衣服や靴を脱がせ、多量の水で洗い流す。</p> <p>② 吸入した場合は、直ちに新鮮な空気の場所に移し、安静、保温に保ち、呼吸困難な場合や呼吸が停止している場合は、人工呼吸を行う。 (人工呼吸は口対口法を用いてはいけない。逆流防止のバルブがついたポケットマスクや他の適当な医療用呼吸器を用いる。)</p> <p>③ 目に入った場合は、直ちに多量の水で15分以上洗い流す。</p> <p>④ 患者が発生した場合は、最寄りの病院へ運び、医師に暴露物質名を伝える。</p>			